

平成**23**年度

事業報告

自 平成**23**年**4**月**1**日
至 平成**24**年**3**月**31**日

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目 次

事業報告

概要	1
第1 著作権管理に関する事項	
1 徴収	3
2 違法利用等への対応	10
3 資料	13
4 分配	13
5 システム	14
6 管理手数料実施料率	14
7 著作権信託契約約款の見直し	15
第2 著作権の保護の拡充及び制度の整備に関する取組	
1 著作権の保護に向けた活動	15
2 著作権制度の整備に向けた活動	16
3 インターネット上の違法利用に対する制度面からの取組	17
第3 国際	
1 国際著作権組織との連携	17
2 外国地域における管理作品の利用に関する対応	18
3 アジア地域の著作権管理に関する対応	18
第4 広報	
1 実施方針の策定等	18
2 広報活動	19
第5 定款の見直し	
1 定款の改正	23
2 定款細則の整備	24
第6 会長及び正会員理事候補者選挙	24
第7 東日本大震災への対応	
1 会員及び信託者の被災状況の確認	25
2 こころ音プロジェクト	25
3 利用者への対応	25
4 義援金	26
5 仙台支部の再開	26
第8 公正取引委員会への対応	
1 審判事件	27
2 事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件	27
第9 その他	
1 会議の開催	28
2 会員及び信託者の異動	28
3 職員の状況	30
参考資料 内部統制システムの整備に関する基本方針	31

事 業 報 告

概要

平成**23**年度の使用料徴収額及び分配額は、次表のとおりである。

(単位：千円)

	目標額	実績額	目標比	前年度比
徴収	103,278,122	105,893,872	102.5%	99.4%
分配	104,968,899	108,444,016	103.3%	101.9%

東日本大震災の使用料徴収への影響については、被災地域における店舗の解約と使用料徴収停止措置のほか、コンサート等の催物の開催件数減少などを考慮し、当初、**25**億円程度の減収を予測した。その後、被災地域の店舗の解約は**2,000**件を超え、使用料徴収停止措置の期間も**6**か月に及んだが、コンサート等の開催件数が**6**月以降回復したこと、放送等、有線放送等及びビデオグラムが好調であったこと、**4**月から新たに管理を開始したフィットネスクラブの許諾・徴収業務が順調に進展したことなどから、目標額を超え、前年度比**6**億**7**千万円の減にとどまった。

許諾・徴収業務においては、新規管理分野の使用料規定策定及び既存管理分野の利用実態の変化に対応するための使用料規定改定に取り組み、それぞれ利用者団体との協議を積極的に進めた。

一方、分配額は、前年度に比べ**19**億**7**千万円の増となった。これは、平成**22**年度下半期及び平成**23**年度上半期の徴収実績を反映したものである。この期間においては東日本大震災の影響が限定的な範囲にとどまっている一方で、上記のとおり増収要因もあったことから、この結果となった。

管理手数料については、収支の見込みを精査しながら業務効率化の進捗も織り込み必要に応じて検討しており、平成**23**年度においては、前年度に引き下げた演奏等など**5**種目の実施料率を維持した上で、さらに、放送等及び私的録画補償金の**2**種目の実施料率を引き下げた。

深刻な状況が続いているインターネット上の違法利用については、他の権利者団体、インターネット・サービス・プロバイダ(**ISP**)の事業者団体、警察庁等との連携・協力による取組を進めた。

広報事業については、主要メディアを効果的に活用するための方針を策定するとともに、広報事業検討委員会を設置して具体的施策等を検討した。

重要な課題として取り組んでいる著作権保護期間の延長及び戦時加算義務の解消並びに私的録音録画補償金制度の見直しについては、内閣の知的財産戦略本部、文化審議会等に対して意見を述べたほか、超党派の議員連盟の会合やCISAC総会においても理解と協力を求めた。こうした取組の結果、国会審議の中で戦時加算の問題が重ねて取り上げられた。

一般社団法人への移行時(平成**22**年**4**月**1**日)に施行した定款について、その後の運用状況、会員の意見等を踏まえて検討を行った定款改正委員会の答申を受け、社員総会の議長、正会員理事候補者の選出方法等を改める変更案をまとめ、臨時社員総会(平成**23**年**11**月**22**日開催)において決議した。これにより変更された定款は**12**月**1**日に施行され、この定款の規定に基づき、任期満了による会長選挙及び平成**24**年**6**月の定時社員総会で選任する正会員理事の候補者を選出する選挙を行った。

東日本大震災への対応としては、協会の一般会計から義援金を拠出した。また、被災地域の飲食店等における音楽利用について著作物使用料を**6**か月間徴収しないこととするとともに、チャリティーコンサート、チャリティー**CD**等について一定の条件の下に無償で許諾することとした。

さらに、被災地の復興と音楽文化の振興を音楽作品によって継続的に支援することを目的として、「こころ音プロジェクト」を立ち上げ、会員・信託者の参加を募った。

放送使用料の徴収方法に関して公正取引委員会から受けた排除措置命令の取消を求めた審判は**6**月に終結し、平成**24**年**2**月**2**日、排除措置命令を取り消すべきであるとする審決案が審判官から送達された。

第1 著作権管理に関する事項

1 徴収

(1) 演奏

ア 演奏等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
上演	9,987	15,527	5,540	155.5%	74.7%
演奏会等	3,639,600	3,741,628	102,028	102.8%	103.7%
社交場	1,885,834	1,822,113	△63,720	96.6%	93.6%
カラオケ	12,715,477	12,134,067	△581,409	95.4%	92.7%
ビデオ上映	241,891	296,387	54,496	122.5%	97.0%
合計	18,492,789	18,009,724	△483,064	97.4%	94.9%

(注)金額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

演奏会等については、震災直後、多くの催物が延期・中止となったものの、延期された催物が6月以降に実施されたこと、特に一般社団法人コンサートプロモーターズ協会(ACPC)加盟事業者による催物の件数が前年度に比べ増加したことなどから、年間目標及び前年度実績を上回った。また、4月から管理を開始したフィットネスクラブについては、順調に契約締結業務が進捗し、目標額の2億円を上回った。

一方、社交場・カラオケは、被災地域に所在する店舗の解約や使用料徴収停止措置に加え、依然として続く市場の縮小などにより、前年度実績を下回った。

新規管理分野であるカルチャーセンターでの音楽利用¹については、利用者団体との間で協議が整ったことから、9月30日、文化庁長官に使用料規定の届出を行い、平成24年4月から管理を開始することとなった。

¹ 教養、技能、技芸、運動等の複数の分野の講座を恒常的に開設し、教授する事業を行う施設での音楽利用のこと。

また、上演の規定及び演奏会等の規定の一部変更²についても、利用者団体と合意に至ったことから、**11月18日**、文化庁長官に使用料規定の変更を届け出た(平成**24年4月**から実施)。

これらのほか、大型街頭ビジョンやデジタルサイネージ³など利用方法が多様化するビデオ上映及び映画上映に関する使用料規定の改定に向け、それぞれ利用者団体との間で協議を行った。

イ 放送等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
NHK・民放地上波 (CM放送 ⁴)	25,297,302 (5,322,000)	25,248,709 (4,899,995)	△48,592 (△422,004)	99.8% (92.1%)	101.1% (90.2%)
民放衛星波	2,390,953	2,549,551	158,598	106.6%	103.0%
その他	88,547	87,802	△744	99.2%	90.9%
合計	27,776,802	27,886,062	109,260	100.4%	101.2%

(注)金額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。()内は、当該種目に含まれる利用形態の一つを特掲したものである。

(7) NHK

受信契約件数の増加によって、平成**23年度**の使用料の算定基礎となる平成**22年度**放送事業収入が増加したことから、前年度実績を上回った。

また、平成**24年度**以降の利用許諾契約について協議を行い、平成**24年度**の**1年間**に限り、平成**23年度**と同一の条件で契約を締結することで合意した。

² 主な変更内容は、次のとおり。①上演形式による演奏について、総入場料算定基準額に乗じる公演**1回**当たりの使用料率を**10%**から**5%**にする。②演奏会以外の催物における演奏について、レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会など音楽の提供が重要な要素となる催物における演奏の使用料算定方法を、これまでの定額制から定率制にし、使用料率は総入場料算定基準額の**4%**とする(当初**3年間**を**3%**、次の**3年間**を**3.5%**とする経過措置を設ける)。

³ 店舗、交通機関、公共施設などに設置された電子的な表示装置において、通信ネットワークから受信する映像その他の情報を表示する広告媒体

⁴ **CM**で利用される管理著作物の放送使用料

(イ) 民間放送

a 地上波

社団法人日本民間放送連盟⁵(民放連)との協定に基づく使用料率の段階的な引上措置が適用されていることから前年度実績を上回り、東日本大震災の影響をほとんど受けなかった。

b 衛星波

動画配信サービス等との競合の影響により加入者数の減少が続いている**CS**放送については微増にとどまったものの、**BS**放送については、新規チャンネルの開局や広告収入が増加していることに加え、民放連との協定に基づく使用料率の段階的な引上措置が適用されていることから、前年度実績を上回った。

また、**CS**放送等に関する社団法人衛星放送協会⁵との協定が平成**24**年**3**月末をもって満了することから、平成**24**年度以降の協定について協議を行い、平成**24**年度の**1**年間に限り、平成**23**年度と同一の条件で協定を締結することで合意した。

c CM放送

東日本大震災に伴う**CM**放送回数⁵の減少や放送自粛、管理作品を利用しない**CM**への差替等により、前年度実績を下回った。

d 全曲報告実現への取組

著作物の利用実態をより正確に反映した分配を行うために必要となる全曲報告(放送で利用された全曲目の電子的報告)については、地上波テレビキー局や**FM**ラジオ局を始め多くの民間放送事業者において既の実現しているが、全ての放送事業者からの全曲報告を実現すべく引き続き取り組んだ結果、新たに**33**社**36**局が全曲報告を開始した。これにより全曲報告を実施する民放連加盟の放送事業者は、平成**23**年度末現在、**193**社**227**局中、**112**社**120**局となった。

⁵ 平成**24**年**4**月**1**日、一般社団法人に移行した。

ウ 有線放送等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
有線ラジオ放送	755,000	780,226	25,226	103.3%	92.1%
有線テレビジョン放送	3,033,000	4,006,622	973,622	132.1%	121.3%
その他	1,884	2,098	214	111.4%	55.3%
合計	3,789,884	4,788,947	999,063	126.4%	115.3%

(注) 金額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

(7) 有線ラジオ放送

景気低迷等の影響を受け、有線ラジオ放送の主要な顧客である飲食店、小売店等が減少傾向にあることなどから、前年度実績を下回った。

(1) 有線テレビジョン放送

平成22・23年度分使用料の請求⁶が順調に進んだことに加え、社団法人日本ケーブルテレビ連盟との合意に基づき、地上波放送及びBS放送の再送信部分につき、使用料率の段階的な引上措置が適用されていることから、前年度実績を大きく上回った。

(2) 録音

ア オーディオディスク

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
オーディオディスク	12,780,000	14,304,934	1,524,934	111.9%	92.6%

一般社団法人日本レコード協会の統計によると、同協会加盟社の平成23年の対前年生産金額は、CDシングルが115.9%と好調であったものの、CDアルバムが89.4%と減少し、全体では93.9%であった。こうした状況を反映し、同協会加盟社を中心とする包括契約分の徴収実績

⁶ 平成22年度から平成24年度までの使用料について、利用者代表である社団法人日本ケーブルテレビ連盟との合意が平成23年2月に成立したことを受け、平成22年度分の請求を平成23年3月から、平成23年度分の請求を同年10月から開始した。

は、前年度比**90.7%**となった。

一方、個別契約分の徴収実績は、マイク一体型カラオケ及びゲーム機用カラオケソフトが好調であったこと、監査を強化して申請漏れ等に係る追加請求を行ったこと、法的措置を含め使用料滞納の解消に努めたことなどから、前年度比**108.2%**、目標額に対しても**125.0%**と大きく上回った。

イ ビデオグラム

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
ビデオグラム	16,584,995	18,000,682	1,415,687	108.5%	109.1%

一般社団法人日本映像ソフト協会の統計によると、同協会加盟社の平成**23**年のビデオソフトの対前年出荷額は、売上げの多くを占めるアニメ、洋画が**98.0%**、**82.9%**、全体で**98.0%**と厳しい状況にあったが、音楽分野は**108.4%**と好調であった。こうした状況を反映し、同協会加盟社を中心とする包括契約分の徴収実績は、前年度比**101.9%**となった。

一方、個別契約分の徴収実績は、パチンコ・パチスロ機器等への録音利用が低調であったものの、音楽、アニメ及びテレビドラマの分野でヒット作品に恵まれたこと、法的措置を含め使用料滞納の解消に努めたことなどから、前年度比**121.9%**、目標比**119.5%**と大きく上回った。

使用料規定の見直しについては、利用者団体との間で協議を継続した。

ウ 映画録音

映画録音に係る使用料規定の変更については、利用実態の変化に対応することを目的として利用者団体との協議を続けた結果、合意に至り、平成**24**年**2**月**17**日、文化庁長官に使用料規定の変更を届け出た⁷ (平成**24**年**4**月から実施)。

⁷ 主な変更内容は、次のとおり。①これまでの区分「普通映画」及び「テレビジョン映画」を廃止して一本化するとともに、類別を「劇映画」「文化映画」及び「ニュース映画」から「一般娯楽」(興行を目的とする映画)と「その他」にする。②コンサートやイベントなどを収録して映画館等で上映する利用形態に対応するため、「イベント収録」を設ける。

(3) 出版

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
出版等	1,087,880	1,165,462	77,582	107.1%	90.2%

TVアニメで利用された楽曲の楽譜など一部に好調な分野があったものの、全体としては発行部数が減少傾向にあり、前年度実績を下回った。

また、利用実態の変化に対応した使用料規定の改定に向け、利用者団体と協議を開始した。

(4) 貸与

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
貸レコード	2,822,197	2,693,157	△129,039	95.4%	95.9%
貸ビデオ	878,230	775,898	△102,331	88.3%	93.9%
合計	3,700,427	3,469,055	△231,371	93.7%	95.4%

(注) 金額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

貸レコードについては店舗の減少が続いていること、貸ビデオについては使用料の算定基礎となるレンタル用ソフト製作事業者の収入が減少したことなどから、いずれも前年度実績を下回った。

使用料規定の見直しについては、利用者団体との間で協議を継続した。

(5) 複合

ア 通信カラオケ

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
通信カラオケ	6,107,000	6,042,608	△64,391	98.9%	99.7%

東日本大震災の影響により被災地域の受信装置の台数が一時的に減少したものの、その後は順調に回復したこと、また、使用料の算定根拠となる情報料の高い新機種への移行が続いていることなどもあり、前年度並の実績を維持した。

イ インタラクティブ配信

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	差額	目標比	前年度比
音楽配信(ダウンロード)	5,225,000	5,012,468	△212,531	95.9%	106.8%
着メロ・着うた・着ムービー	1,662,500	1,443,673	△218,826	86.8%	73.5%
動画等配信(ダウンロード)	475,000	213,557	△261,442	45.0%	44.0%
音楽配信(ストリーム)	722,000	746,361	24,361	103.4%	100.3%
動画等配信(ストリーム)	1,164,000	1,135,247	△28,752	97.5%	137.4%
その他	437,810	258,707	△179,102	59.1%	60.0%
合計	9,686,310	8,810,015	△876,294	91.0%	96.4%

(注) 金額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

パソコン・携帯電話向けの音楽配信(ダウンロード)については、従来型携帯電話からスマートフォンへの移行期で市場が停滞する中、平成22年度入金予定であった大手事業者の使用料が平成23年度にずれ込んだことにより増収となった。また、インターネットラジオ等の音楽配信(ストリーム)やIPマルチキャスト⁸などの動画等配信(ストリーム)が堅調であった。

しかしながら、携帯電話着信音サービス(着メロ・着うた・着ムービー)が引き続き大幅な減収となったこと、平成22年度の徴収実績に人気ゲームの配信に係る過年度分使用料(2.8億円)を含んでいたため動画等配信(ダウンロード)も大幅な減収となったことなどから、インタラクティブ配信全体では、前年度実績を下回った。

(6) 補償金

一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)からの入金額は6千9百万円で前年度に比べ2千3百万円(25.1%)の減、一般社団法人私的録音補償金管理協会(SARVH)からの入金額は3億9百万円で前年度に比べ1百万円(0.4%)の減であった。

⁸ インターネットの仕組みを利用した映像コンテンツなどの多チャンネル配信

私的録音補償金は、私的録音に使用される機器の主流である携帯音楽プレイヤー等が依然として補償金の支払対象に指定されておらず、減少傾向に歯止めがかからなかった。

私的録画補償金は、株式会社東芝を始めとする一部のメーカーがアナログチューナー非搭載機器に係る補償金の支払を拒否している中、地上デジタル放送への完全移行に伴いアナログチューナー搭載機器の製造が終了したことなどが影響し、前年度実績を下回った。

2 違法利用等への対応

(1) 演奏

演奏会等、社交場及びカラオケにおける法的措置の実施件数は、次表のとおりであった。

()内は前年度

刑事告訴	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	合計
2件 (1件)	2件 (4件)	24件 (22件)	899件 (949件)	32件 (42件)	11件 (25件)	970件 (1,043件)

前年度に比べて件数が減少したのは、市場の縮小に加え、適法利用率の上昇によって無許諾利用店が減少していること、震災に伴い東北6県における法的措置の実施を控えたことなどによる。

なお、3度の仮処分執行(平成21年9月2日、同月25日、平成22年3月29日)の都度、執行官が行ったカラオケ機器への封印を破棄するなど悪質な対応を続けていたカラオケ飲食店の経営者に対する刑事告訴事件(平成22年9月提起)について、5月、懲役1年6か月(執行猶予3年)の有罪判決が言い渡された。これは、カラオケでの無許諾利用者に対して懲役刑の有罪判決が下された初めての事案である。

(2) 録音・出版

ア 法的措置

正規品の楽曲データ等無断複製したハードディスクを搭載するなどの改造を施した業務用通信カラオケ機器のインターネットオークションへの出品や飲食店へのリースをした事案、海賊版CD-Rを携帯電話専用オークションサイトに出品した事案、海賊版CD-R・DVD-Rをフリ

ーマーケットで販売した事案など**9**事案について、**12**件の告訴をした。

CD、DVD等の複製使用料滞納への措置として、本案訴訟**1**件、民事調停**5**件、支払督促⁹ **1**件及び債権執行¹⁰ **2**件を実施した。

イ 違法利用防止のための活動

不正商品対策協議会の一員として、「第**25**回ほんと？ホント！フェア in 大阪 許さない！偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード」(**11月19日・20日**)の開催、「**STOP!** ネットでの知的財産権侵害」と題する知的財産保護のための啓発ポスター及びリーフレットの制作、配布等に、また、楽譜コピー問題協議会の一員として、作家、演奏者、音楽指導者等による対談の形式で楽譜コピーの問題点等をまとめた小冊子「楽譜のコピーについてこう考える」の制作、配布等に協力し、著作権保護の重要性を訴えた。

(3) インタラクティブ配信

ア 法的措置

11月、**47**都道府県の警察が実施したファイル共有ソフトを使用した著作権法違反の一斉取締り¹¹の結果、東北から九州に至る各地で判明した音楽ファイルの違法配信**8**件に加え、無料レンタルストレージサービス¹²を悪用した音楽ファイル等の違法配信など**10**件について告訴をした。

また、動画投稿(共有)サイト「**TVブレイク**」を運営するジャストオンライン株式会社に対する本案訴訟(平成**20**年**8**月提起)について、平成**24**年**3**月**29**日、最高裁が同社の上告受理申立ての不受理を決定した。こ

⁹ 債権者の申立てにより裁判所書記官が債務者に対して金銭の支払いなどを督促する書面を送付する制度(民事訴訟法**382**条)。この書面の送達後**2**週間以内に債務者が適法な異議の申立てをしなければ、債権者は確定判決を得た場合と同様に強制執行をすることができる。

¹⁰ 債務者が第三者に対して有する債権を対象として行う強制執行(民事執行法**143**条)

¹¹ 警察庁によるファイル共有ソフトを使用した著作権法違反の一斉取締りは、平成**21**年に初めて実施され、今回が**3**回目となる。今回、対象となったのは、音楽、映画、アニメ、ゲームなどの著作権侵害で、全国で**76**か所を捜索し、**30**人を逮捕した。

¹² インターネットに接続されたサーバのデータ保存領域の一部を利用者に貸し出すサービス。利用者はインターネットを経由し、借り受けた保存領域に音楽、映像などのデータを保存することができる。ユーザーごとに個別の**ID**やパスワードが付与され、本人以外はアクセスできないようにしているサービスが多いが、必要に応じて他のユーザーに公開することができる機能を持つサービスもある。

れにより、協会の主張を認め管理著作物を含む動画ファイルの送信差止めと著作権侵害による損害賠償約9千万円の支払を命じた東京地裁の判決(平成21年11月13日)及びこれを支持し控訴を棄却するとした知財高裁の判決(平成22年9月8日)が確定した。

イ 違法利用防止のための活動

監視システム(J-MUSE)を引き続き活用し、インターネット上の侵害情報を効率的かつ早期に発見することに努めた。発見した侵害情報については、メールアドレスが判明した発信者に対して警告メールを送信するとともに、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に対してプロバイダ責任制限法¹³に基づく送信防止措置を講ずるよう求めた結果、合わせて約10万件の違法ファイルが削除された。

また、P2Pソフトを悪用した違法配信に対しては、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)¹⁴」が策定したガイドラインに基づき、発信者に違法ファイルの削除を求める啓発メール約5千件の送信をISPに要請した。12月以降の要請では、対象となるP2PソフトをWinnyだけでなくShareを悪用した場合も追加した。

このほか、構内ネットワーク上でのP2Pソフトを悪用した違法配信が検知された大学等に対する警告文書の送付、京都府警と協力した啓発活動¹⁵、警察庁からの要請に応じたインターネット・ホットラインセンター¹⁶への協力などの諸活動を通じて、違法利用の防止に努めた。

¹³ 正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

¹⁴ 協会を始めとする権利者団体やISP事業者団体などで構成される協議会で、平成20年5月に発足した。ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が大きな社会問題化していることを踏まえ、関係者が採り得る被害防止のための対策、必要な手続を定めている。

¹⁵ ファイル共有ソフトを利用した音楽著作物などの違法アップロードを防ぐため、京都府警察及び京都精華大学と共同で、啓発マンガ「ファイル共有の落とし穴」を制作し、協会及び京都府警のホームページに掲載したほか、京都府警と共同し、京都府内の中学・高校に著作権制度の理解を求める啓發文書を送付した。

¹⁶ 警察庁総合セキュリティ対策会議の提言を受け、平成18年6月から、インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として、財団法人インターネット協会により運営されている。警察への情報提供、プロバイダなどに対する対応依頼、関係機関などへの情報提供、フィルタリング事業者への情報提供を主な事業としている。

3 資料

委託者から受理した作品届(新曲及び既存楽曲の権利関係変更)の数は、**83**万件(前年度比**125%**、内国作品**7万7千**件、外国作品**75万3千**件)であった。

大量の利用曲目報告を行うインタラクティブ配信事業者や放送事業者を始めとする利用者からの報告内容の正確性を高め、分配業務の効率化・迅速化を進めるためには、作品届の内容を**J-WID**¹⁷へ迅速かつ正確に反映する必要がある。このため、作品届オンライン受付システムの利用促進や作品届提出依頼リストの送付¹⁸等によって、作品届が早期に提出されるよう努めた。

また、外国地域において外国の管理団体が協会との相互管理契約に基づく管理を正確に行えるよう、**8**月に内国作品約**40**万曲のデータを**CIS**ネット¹⁹へ提供し、平成**24**年**3**月にはデータの追加及び更新を行った。そのほか、延べ**1万2千**曲の国際票²⁰を外国の管理団体に提供した。

4 分配

インタラクティブ配信、放送等における利用曲目の報告数等は、次表のとおりであった。

()内は前年度

	J-NOTES	J-BASS	
	インタラクティブ配信	放送	有線ラジオ放送
①報告数 対前年度比	12億3,180万 (7億9,230万) 155.4%	638万1千 (546万2千) 116.8%	1億2,527万 (9,445万7千) 132.6%
②自動照合で作品DBと一致し なかった件数	4,689万 (4,057万)	82万8千 (82万)	881万1千 (595万4千)
自動照合による作品DBとの 一致率((①-②)/①)	96.1% (94.8%)	87.0% (84.9%)	92.9% (93.7%)
③手作業による作品DBとの照 合が必要な件数※	147万 (140万)	33万6千 (35万7千)	11万8千 (11万5千)
手作業比率(③/①)	0.11% (0.17%)	5.26% (6.53%)	0.09% (0.12%)

※②のうち、曲名、権利者名などが共通するデータを作業用に集約した件数

¹⁷ 作品データベース検索サービス。協会のホームページで一般公開しており、作品の権利関係などを確認することができる。

¹⁸ 著作者である委託者に、利用実績があるにもかかわらず作品届が未提出である作品のリストを送付して、作品届の提出を依頼している。

¹⁹ CISACが開発した作品情報などのデータベースで、加盟する各団体の管理著作物情報をネットワーク上で共有し、加盟団体が相互に検索できるようにするもの

²⁰ 相互管理契約を締結する団体の間で、作品情報を交換する方法の一つとして使用されている標準書式

報告数は、インタラクティブ配信を中心に増加の一途をたどっている。

このため、一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)との連携を強化するなどして効率的な処理に努めた結果、表のとおり、手作業比率の減少につながった。

しかしながら、報告数の増加に伴い、手作業による照合が必要な件数自体は増加傾向にあることから、より効率的な処理を実現するため、業務手順や関連システムの見直しに向けた検討を行った。

5 システム

(1) 基幹システムの再構築

基幹システムの再構築については、運用コストの削減、業務効率の向上等を目的として、平成18年度から順次開発を進めている。

平成23年度については、「演奏等分配システム」及び「録音許諾請求分配システム」の開発作業を継続し、このうち「演奏会等」に係るシステムが平成24年1月から稼働した²¹。

また、既に基本部分の再構築を完了した「作品・権利者データベースシステム」、「放送等分配システム」及び「インタラクティブ配信請求分配システム」について、作業負荷の軽減を目的として、一部機能を改善した。

(2) その他のシステム

利用者からの許諾申請や委託者からの作品届等の受付を行う各種EDI(電子データ交換)システムについて、利用者の利便性向上及び業務の効率化につながる機能の改善を施した。

6 管理手数料実施料率

管理手数料実施料率については、事業収入及び事業支出の予定を精査しながら業務効率化の進捗も織り込み必要に応じて検討しており、平成23年度は、次表のとおり、平成22年度に引き下げた5種目の料率を維持した上で、

²¹ 「演奏等分配システム」のうち、「外国入金」及び「演奏その他」に係るシステムは、平成24年度中に稼働する予定である。

放送等及び私的録画補償金の料率を引き下げた(平成22年度第13回理事会(平成23年2月2日開催)決議)。

また、第13回理事会(平成24年3月7日開催)において、平成24年度に適用する実施料率について、次表のとおり、平成23年度に引き下げた種目の料率を維持することに加え、演奏等を更に引き下げることを決めた。

種目	21年度	22年度	23年度	24年度
演奏等	28%	27%	27%	26%
放送等	11%	11%	10%	10%
有線放送等	12%	10%	10%	10%
貸レコード	13%	11%	11%	11%
貸ビデオ	13%	11%	11%	11%
業務用通信カラオケ	11%	10%	10%	10%
私的録画補償金	11%	11%	10%	10%

7 著作権信託契約約款の見直し

平成22年12月に設置された信託契約約款改正委員会は、著作権の管理の留保又は制限に係る規定(第11条及び経過措置)の問題点の検討と見直しに関する事項、著作権信託契約約款の信託法への適合性の検証に関する事項等を諮問事項として計4回(第2回～第5回)の会合を開き、市場や協会の管理の現状を踏まえた上で、ミュージカル、オペラ、バレエ及び演劇の委嘱作品の管理方法として、著作権信託契約約款に管理の留保又は制限等の例外的な取扱いを設けることの是非について検討を重ねた²²。

第2 著作権の保護の拡充及び制度の整備に関する取組

1 著作権の保護に向けた活動

TPP協定²³の交渉項目として取り上げられた著作権保護期間の延長、私的

²² この検討結果は、平成24年度の会合における検討結果と併せ、平成24年6月の理事会に答申される予定である。

²³ 環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership agreement)。アジア太平洋地域における高い水準の経済の自由化を目標に、平成22年3月、米国、豪州、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム及びペルーの8か国で交渉を開始した。平成23年度末現在、マレーシアを加えた9か国で、知的財産分野を含め21の分野について交渉が行われている。11月、我が国のほかカナダとメキシコも交渉参加に向けた協議開始を表明した。

録画補償金の支払をめぐるSARVHと東芝との争いが続いている²⁴私的録音録画補償金制度の見直しについて、重要な課題として取り組むとともに、次のとおり、関係省庁等への働きかけを積極的に行った。

- ① 7月4日、著作権法30条²⁵に関する検討課題を整理するために文化審議会著作権分科会法制問題小委員会が実施したヒアリングにおいて、北田常任理事が、デジタル複製機器が普及する一方で協会における録音使用料の徴収額が減少していること、私的複製に関する実態調査や私的録音録画補償金制度の見直しが必要であることなどを訴えた。
- ② 平成24年2月6日、内閣の知的財産戦略本部が実施した「知的財産推進計画2012」の策定に向けた意見募集に対し、知的財産の活用に偏った施策だけでなく創造・保護にも配慮したバランスのとれた施策を講ずるべきであること、創造・保護に関する施策として、著作権保護期間の延長及び私的録音録画補償金制度の見直しを早急に実施すべきことなどを内容とする意見を提出した。
- ③ 同年3月21日、国内外における著作権等の課題を整理するために文部科学省が実施した意見交換会において、北田常任理事が、著作権保護期間の現状の問題点等を説明し、著作権保護期間の延長は国が主体的に検討すべき課題であることを強く主張した。
- ④ 同年3月28日、音楽議員連盟²⁶の総会において、菅原理事長が、同連盟の平成24年度の活動として、著作権保護期間の延長及び私的録音録画補償金制度の見直しに向けた対応を講ずるよう強く要請した。

2 著作権制度の整備に向けた活動

6月9日、ベルギーのブリュッセルで開催されたCISAC総会において、都倉会長が、我が国における戦時加算義務の解消に向け、理解と協力を呼びかけた。

また、10月、11月、野木常務理事がSACEM(フランス)、PRS for Music(イギリス)及びASCAP(アメリカ)を訪問したほか、12月にはCISAC理事会に参

²⁴ この訴訟では、一審に続き、12月、知的財産高等裁判所における控訴審でもSARVH側の請求を棄却する判決が下されたため、SARVHが上告及び上告受理申立てのを行った。

²⁵ 私的使用を目的とする複製に関する権利制限などを定めた規定

²⁶ 音楽、演劇、映画などの芸術・文化振興の課題に取り組むため、昭和52年に超党派の国会議員によって設立された団体

加した戦時加算義務の対象となる国の管理団体²⁷に呼びかけ、戦時加算義務の解消に向けた具体的な協力を要請した。

さらに、前記の知的財産戦略本部が実施した意見募集、文部科学省が実施した意見交換会及び音楽議員連盟の総会において戦時加算義務の解消の必要性等を訴えた。

こうした取組の結果、12月の衆議院の外務委員会や平成24年3月の衆議院の予算委員会においては、戦時加算義務の解消を求める意見が議員から出された。

3 インターネット上の違法利用に対する制度面からの取組

7月7日、総務省に設置された「利用者視点を踏まえたICT²⁸サービスに係る諸問題に関する研究会」がまとめた「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)²⁹」の意見募集に対し、インターネット上の違法利用対策として、各国で導入が進みつつある、いわゆるスリーストライク制³⁰などを参考に、日本の実情に即した類似の制度の導入等、考えられる方策を可能なものから実施すべきであるなどの意見を提出した。

また、前記の知的財産戦略本部が実施した意見募集に対しても、同旨の意見を提出した。

第3 国際

1 国際著作権組織との連携

CISAC、BIEMの各会議に出席して国際的な著作権管理に関する諸問題について協議した。また、来会したCISAC事務局長との会談、PRs for Music(イギリス)及びArtisjus(ハンガリー)の役員と菅原理事長との電話会議等において、CISACの今後の在り方等について意見を交換した。

²⁷ APRA(オーストラリア)、SABAM(ベルギー)、SAMRO(南アフリカ)、SOCAN(カナダ)及びUBC(ブラジル)

²⁸ 情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称

²⁹ この提言では、プロバイダ責任制限法について、運用状況などを踏まえて検証した結果、発信者情報開示請求の対象となる情報として携帯電話の個別識別番号を追加することなどを盛り込むべきとした以外には、現時点で改正する必要性は特段見受けられないとまとめた。

³⁰ 違法利用者に対し、二度の警告を行った上で、ネットワークへの接続停止、罰金などの措置を命じることができるようにする法制度のこと。韓国、ニュージーランドなどで導入されている。

2 外国地域における管理作品の利用に関する対応

外国地域における管理作品の利用については、委託者から入手した情報に加え、協会が独自に収集した情報を、相互管理契約を締結している外国の管理団体に提供して管理の徹底を求めた。

また、国際的な管理ネットワークを拡充するため、**SAYCO**(コロンビア)との間で録音権、**MRCNS**(ネパール)との間で演奏権の相互管理契約をそれぞれ締結した。

3 アジア地域の著作権管理に関する対応

7月及び平成24年3月、**CISAC**アジア太平洋委員会ニューメディア小委員会における電話会議に参加し、アジア地域における音楽配信サービスの許諾方式について、検討を行った。

KOMCA(韓国)との間では、9月及び平成24年2月、来会した職員と相互管理における諸問題等について協議を行った。また、10月には、韓国政府から韓国の私的録音補償金制度に関する研究の委託を受けて来会した韓国サンミョン大学の講師に対し、協会における私的録音補償金の分配について説明した。

このほか、10月、**WIPO**(世界知的所有権機関)と文化庁とが共催する**APACE**プログラム³¹の一環として、フィジー、ブルネイ・ダルサラーム及びマレーシアの政府関係者や管理団体の役職員に対し協会の業務内容に関する説明を行うなど、**WIPO**等の国際機関が実施した各種研修に協力した。

第4 広報

1 実施方針の策定等

協会の現状に即した最適な広報活動を展開するため、主要メディアの特性を改めて検証し、次の三つの方針からなる「主要メディアを活用した広報の実施方針」を策定した。

- ・違法利用の防止や**JASRAC**の役割等に対する誤解を正す

³¹ 文化庁が資金を拠出し**WIPO**と共同して実施するアジア地域著作権制度普及促進事業(**Asia-Pacific Copyright Systems Enhancement Program**)のこと。協会は、平成6年からこの事業に協力している。

- ・ **JASRAC**が目標としている施策を実現する
- ・ 広範で多様な対象に向けて**JASRAC**の役割等を着実に周知する

また、この方針に基づいて実施する事業の具体的施策に関する事項、音楽文化の振興を目的とする事業の具体的施策に関する事項、将来に向けた実施方針の在り方に関する事項を検討するため、**9月**、広報事業検討委員会を設置した。同委員会は、平成**23**年度下半期及び平成**24**年度に実施する広報事業について、**2**つの小委員会(インターネット広報小委員会及び音楽文化振興事業小委員会)を設置して検討を進めること、未成年者による著作権侵害の事例が増加している状況を踏まえ、若年層への広報に重点を置くことなどを決めた。

2 広報活動

(1) 著作権制度や協会の業務への正しい理解を得るための広報

ア メディアの活用

(ア) インターネット

協会のホームページについて、対象を小学生、中高生、一般に分けて著作権制度を解説したコンテンツの追加、分配の仕組みを説明したコンテンツの更新など内容の充実を図った。

また、動画投稿(共有)サイト「ニコニコ動画」での公式チャンネルの開設や同サイトの「ニコニコ生放送」への菅原理事長の出演により、協会の業務内容の説明を行ったほか、中高生を対象とした携帯電話専用のサイトを開設し、著作権制度への理解を求めた。

(イ) ラジオ

文化放送の番組「レコメン！」に職員が出演して著作権制度について説明したほか、**TOKYO FM**の番組「**SCHOOL OF LOCK!**」で著作権に関するクイズ形式のコーナーを放送した。

また、ニッポン放送、**TBS**ラジオ、文化放送、**TOKYO FM**で、適法な音楽利用を促すことなどを内容とする**CM**を放送した。

(ウ) 新聞

小学生の新学習指導要領に授業における新聞の活用が掲げられたことを受けて購読者が増えている小学生向けの「毎日小学生新聞」

及び「朝日小学生新聞」に著作権制度の仕組みを分かりやすく解説する広告を出稿した。

(エ) 雑誌

小中高生が正しい知識を身に着けて音楽の適法利用が定着するよう、多くの小中学校で購読されている「少年写真ニュース」((株)少年写真新聞社)や小中高生に人気が高い「Vジャンプ」((株)集英社)及び「ポップティーン」((株)角川春樹事務所)に適法利用等を呼び掛ける広告を出稿した。

このほか、エンターテインメント情報等を扱う「ぴあ」や音楽愛好家向けのフリーペーパー「ぴあクラシック」(いずれもぴあ(株))、吹奏楽愛好家向けの雑誌「Band Journal」((株)音楽之友社)等に、「こころ音プロジェクト」を紹介する広告や著作権に関するQ&A形式の記事等を出稿した。

イ マスコミへの情報提供

5月24日、けやきホールにおいて定例記者会見を開催し、平成22年度の事業の概要、東日本大震災への対応等を説明した。

また、協会の行った法的措置、公正取引委員会(公取委)における審判の状況等について、プレスリリース等によって適宜情報を提供した。

さらに、11月、意見交換を通じた相互理解を目的として、一般社団法人日本新聞協会に加盟する新聞社9社の学芸関係部長と都倉会長及び役員8人との間で懇談会を開催し、協会から著作権保護期間の延長等について理解を求めたほか、著作権保護のための方策について意見を交わした。

ウ 講師の派遣等

教育機関等からの要請を受け、各種講演、講義に延べ41人の役職員を講師として派遣した。

また、中学・高等学校の修学旅行生、大学生、大学院生等、計294人の来会を受け入れ、協会の業務等を説明した。

(2) JASRAC賞の選定・表彰

平成22年度に分配額が多かった次の作品をJASRAC賞として選定し、5月24日、けやきホールで贈呈式を開催、関係する著作者及び音楽出版者に記念品を贈呈した。

(敬称略)

	タイトル	作詞者	作曲者	音楽出版者
金賞	残酷な天使のテーゼ	及川 眠子	佐藤 英敏	(株)テレビ東京ミュージック
銀賞	Butterfly	木村 カエラ	末光 篤	(株)ソニー・ミュージックアーティスツ
銅賞	また君に恋してる	松井 五郎	森 正明	(株)日音
国際賞	バーバパパ世界をまわる		神尾 憲一	(有)ライトリンク・ミュージック
外国 作品賞	ALL YOU NEED IS LOVE	JOHN LENNON PAUL McCARTNEY		【OP ³² 】 NORTHERN SONGS LTD MACLEN MUSIC LTD 【SP ³³ 】 (株)ソニー・ミュージックパブリッシング

(3) 著作権思想の普及に向けた広報

ア 寄附講座等

著作権や関連ビジネスに精通した人材の育成に寄与するため、以下の大学院や大学への寄附講座等を実施した。

- ① 東京大学大学院 「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」
- ② 早稲田大学法科大学院 寄附講座「著作権法特殊講義」
- ③ 関西大学社会学部 寄附講座「メディア文化とライブ文化」
- ④ 放送大学教養学部 寄附科目「著作権法概論」
- ⑤ 東北大学法学部 寄附科目「著作権制度の役割と課題」

イ シンポジウム

平成24年3月27日、イイノホール(千代田区)において、「大いなるガラパゴス第2弾 日本型の新たなデジタル市場の開拓に向けて～コンテンツホルダーや権利者はプラットフォームとどう向き合うか～」をテーマに「JASRACシンポジウム」を実施した。

このシンポジウムでは、クラウド型サービスの登場等、コンテンツ

³² 著作者と契約を締結した音楽出版者

³³ OPから日本における楽曲の著作権の管理権限を付与されている音楽出版者

ビジネスを取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、利用者のニーズへの適切な対応と創造のサイクルの維持・発展とは両立されるべきであるとの観点から、コンテンツホルダー、権利者団体等が一堂に会し、我が国独自のデジタル市場開拓の可能性を考察した。シンポジウムの模様は、「ニコニコ動画」の「ニコニコ生放送」で生中継され、2万人以上が視聴した。

(4) 音楽文化の振興に向けた広報

ア 「音楽職人が創るステージ」

各方面で活躍しているスタジオミュージシャンによる多様なジャンルの演奏や歌を提供するとともに、音楽制作の舞台裏や著作権の大切さを伝える事業として、12月4日、福島県喜多方市の喜多方プラザ文化センターで「音楽職人が創るステージ」を実施した³⁴。この公演には、一般招待者のほか、喜多方市に避難している東日本大震災の被災者を招待した。

イ 「昭和の歌人たち」

昭和に活躍した作家に焦点を当て、時代背景に触れながらその人物像や作品を紹介する「昭和の歌人たち」を下記会場で実施した³⁵。

1月16日	第21回	阿久悠氏	文京シビックホール
2月13日	第22回	星野哲郎氏	練馬文化センター

ウ 「ミュージック・ジャンクション」

世界各国の音楽を取り上げ、その分野の研究者による解説とともに代表曲を演奏する公開講座「ミュージック・ジャンクション」をけやきホールで実施した。

10月12日	第23回	「知られざる音楽王国、コロンビアの魅力」
12月7日	第24回	「近代シャンソンの成立と発展」
2月15日	第25回	「中国音楽と箏のあゆみ」

³⁴ この公演は、毎年、都道府県単位で開催地を変更して実施し、公演に先立ち、地元の中学校・高校の吹奏楽部に対し演奏の指導を行っている。

³⁵ この模様は、NHKのBSプレミアムで放送された。

第5 定款の見直し

1 定款の改正

一般社団法人への移行に合わせ全面的に改正の上、平成**22**年**4**月に施行された定款の実施状況、同年**9**月に開催した臨時社員総会における移行後初の役員選任の経験、これらに対する会員の意見等を踏まえ、社員総会、役員選任に関する事項等を中心とした定款の見直しについて検討していた定款改正委員会(同年**12**月設置)が、定款の一部を改正することが適当であるとする検討結果をまとめ、第**8**回理事会(平成**23**年**10**月**5**日開催)に答申した。

同答申を受け、理事会は定款改正案を作成、改正案は同年**11**月開催の臨時社員総会において決議され、同年**12**月**1**日施行された。

主な改正点は、以下のとおりである。

① 社員総会の議長

社員総会に出席した正会員の中から当該社員総会の同意を得て理事長が指名する制度を改め、理事長が務めることとした。

② 正会員理事候補者の選出方法

総正会員の**30**分の**1**以上から推薦を受けた立候補者全員をそのまま理事候補者として社員総会に諮る制度を改め、社員総会に諮る候補者を定数(各区分**6**人)まで絞り込むために、社員総会前に「正会員理事候補者選挙」を実施することとした。

なお、立候補に必要な推薦人の数が多すぎるとの正会員からの意見等を受け、正会員理事候補者選挙に立候補するために必要な推薦人の数を減らし、定数である**10**人とした。

③ 会長選挙

正会員理事候補者の選出方法の変更に合わせ、立候補に必要な推薦人の数を総正会員の**30**分の**1**以上から定数である**40**人に改めるなど、所要の変更を行った。

④ 監事の選任に係る年齢制限

学識経験者等区分の外部監事の選任に係る年齢制限を緩和し、**65**歳未満を**70**歳未満に引き上げた。

2 定款細則の整備

定款の改正に伴い、関連する定款細則についても整備が必要となったため、第10回理事会(12月7日開催)において、以下の規程の廃止・制定を決議した。

【廃止した規程】

役員を選任に関する規程
会長の選任に関する規程
社員総会及び理事会の運営に関する規程
委員会に関する規程

【制定した規程】

役員及び会長の選任に関する規程
社員総会及び理事会の運営に関する規程
委員会に関する規程

第6 会長及び正会員理事候補者選挙

会長選挙については、立候補者が現任の都倉俊一会長一人であったため、定款細則「役員及び会長の選任に関する規程」に基づき、無投票で当選人となり、平成24年4月1日付けで次期会長に就任することとなった。

正会員理事候補者選挙については、全ての選任区分(作詞者区分、作曲者区分、音楽出版者区分)において立候補者の数が定数(各6人)を上回ったことから、平成24年3月、投票が実施され、各区分ごとに得票数上位6人ずつが当選人として決定した。当選人は、会長が推薦するその他の役員(学識経験者等区分の理事及び全ての監事)候補者と併せ、同年6月に開催予定の定時社員総会に次期役員選任の議案として諮られる予定である。

なお、会長及び役員を選任に当たって候補者が欠格事由に該当しないことを確認する業務手順について、東京都暴力団排除条例に対応する確認事項を盛り込むなどして内容を強化した。

第7 東日本大震災への対応

1 会員及び信託者の被災状況の確認

被災地域在住又は所在の会員・信託者の安否を確認するため、震災発生直後から個別の連絡を試みるとともに、協会のホームページで情報提供を求めるなど、状況の確認に努めた。

2 こころ音プロジェクト

震災の被災地の復興と音楽文化の振興を音楽作品によって継続的に支援するため、「こころ音プロジェクト」を立ち上げ、

- ① 会員・信託者が著作物使用料の一部を震災復興支援基金(こころ音基金)に拠出する取組
- ② 被災者の心の支援をするために会員・信託者が創作した作品を募集してホームページ等で公開する取組(こころ音うたアクト)

への参加を募った。平成**23**年度末現在の参加者は、**147**作品**82**委託者(うち、**②26**作品**31**委託者³⁶⁾である。なお、会員・信託者のほか、プロジェクトの趣旨に賛同した外国の管理団体³⁷⁾からも基金への寄附等を受けた。

また、会員・信託者のプロジェクトへの更なる参加を募るとともに、プロジェクトの意義を広く一般に周知し協力を得るため、協会のホームページ、動画投稿(共有)サイト、会報、パンフレット等を活用した広報を実施したほか、趣旨に賛同した有線放送事業者の協力を受け有線音楽放送にプロジェクト専門のチャンネルを開設した。

3 利用者への対応

(1) 被災地域の飲食店等における音楽利用

岩手県、宮城県及び福島県の全域と青森県、茨城県及び千葉県の災害救助法適用地域に所在し、年間の包括的利用許諾契約を締結している飲食店、ホテル、旅館、**CD**レンタル店、有線テレビジョン放送事業者等における音楽利用について、平成**23**年**4**月から**9**月までの**6**か月間、著作物使用料を徴収しないこととした。

³⁶ こころ音うたアクトの参加作品は、①にも参加している。

³⁷ **SACENC**(ニューカレドニア)、**SOZA**(スロバキア)及び**UBC**(ブラジル)

(2) チャリティーコンサート等

被災者支援及び被災地復興のためのチャリティーコンサート等における演奏利用、プログラム、チラシ等における出版利用について、無償許諾の要請があったものに対し、出演者に報酬がないこと、入場料収入が全額寄附されることなどを条件に、無償で許諾することとした。

(3) 公共図書館による蔵書の複製・公衆送信

震災によって公共図書館が閉館している地域の個人・団体からの求めに応じて公共図書館が行う蔵書の複製、**FAX**・メールによる公衆送信について、無償許諾期間経過後は廃棄する旨を複製物に表示することを条件に、平成**23**年**9**月まで無償で許諾することとした。

(4) チャリティーCD等

被災地復興のためのチャリティー**CD**等のうち、無償許諾の要請があったものに対し、収益の全額寄附及び関係権利者全員の同意を条件として、**CD**等への複製及び収録曲の公衆送信を無償で許諾することとした。

4 義援金

5月**19**日、被災者支援及び被災地復興のため、協会の一般会計から義援金**3,000**万円を日本赤十字社に寄附した。

また、4月**8**日から**9**月**30**日までの間、義援金を募り、**10**月**14**日、会員・信託者、協会の役職員・**OB**、**KOMCA**から寄せられた総額**449**万**5,007**円(利息を含む。)を日本赤十字社に寄附した。

5 仙台支部の再開

平成**23**年**3**月**14**日に閉鎖して本部内に仮事務所を設置していた仙台支部について、仙台市内中心部のライフラインが復旧し、入居しているビルの安全性が確認できたことから、**5**月**9**日、仙台市での業務を再開した。

第8 公正取引委員会への対応

1 審判事件

平成**21**年**2**月に公取委が下した排除措置命令の取消しを求める協会の審判請求によって同年**7**月に開始した審判手続は、**6**月**1**日の第**13**回審判をもって終結した。第**13**回審判では、前回の審判で公取委から最終意見書が提出されたことを受け、これまでの協会の主張・立証を整理した最終意見書を提出した上で、排除措置命令には前提とした重要な事実には誤りがあることを改めて強調する意見陳述を行った。

平成**24**年**2**月**2**日には、公取委の審判官³⁸から、協会及び審査官の主張・立証を踏まえ、協会の放送分野における徴収方法は私的独占に該当しないため排除措置命令を取り消すべきであるとする内容の審決案が協会に送達された。

なお、公取委は、審決案、事件記録等の内容を調査して最終的な判断となる審決を下すことになる。

2 事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件

5月**9**日、審判事件の利害関係人による事件記録の謄写申請に対して公取委がこれに応じる決定を下したことを受け、**5**月**20**日、協会の機密保持を図るため、東京地裁にこの決定の取消しを求める訴え(本案訴訟)を提起するとともに、執行の停止を申し立てた。

執行停止の申立てについては、**6**月**9**日、同地裁が協会の申立てを認め、本案訴訟の第一審判決言渡しまでの間、公取委の決定の効力を停止するとの決定を下した。

本案訴訟については、計**3**回の口頭弁論が開かれ、相手方(国)から請求の棄却を求める答弁書が提出されたことから、答弁書への反論と反論を根拠付ける証拠の提出を行った。

³⁸ 公取委は、委員長及び**4**人の委員で構成する委員会の下に事務総局を置き、事務総局に所属する審判官が審判を主宰し、同じく事務総局に所属する審査官が独占禁止法違反事件の審査や審判における違反事実の主張立証を行う。

第9 その他

1 会議の開催

(1) 社員総会

ア 定時社員総会(6月14日)

[報告事項]

平成22年度事業報告・決算報告の件

イ 臨時社員総会(11月22日)

[決議事項]

定款一部変更の件 【可決】

(2) 理事会

定例理事会 12回

臨時理事会 1回

(3) 監事会 13回

(4) 委員会

広報事業検討委員会 3回 信託契約約款改正委員会 4回

定款改正委員会 6回 分配委員会 3回

編曲審査委員会 4回

2 会員及び信託者の異動

(1) 会員の異動

ア 正会員の異動

平成22年度末現在正会員数 1,396者

平成23年度資格取得正会員数 38者

平成23年度資格喪失正会員数³⁹ 31者

平成23年度末現在正会員数 1,403者

³⁹ 準会員・信託者への変更、契約解除、死亡など

イ	著作者、音楽出版者等正会員数(平成23年度末現在)	
	作詞者	236 者
	作曲者	281 者
	作詞作曲者	632 者
	音楽出版者	254 者
		計 1,403 者

ウ	著作者、音楽出版者等準会員数(平成23年度末現在)	
	作詞者	1,257 者
	作曲者	884 者
	作詞作曲者	1,512 者
	音楽出版者	531 者
	著作権の承継者(相続による承継者)	252 者
	著作権の承継者(相続による承継者を除く)	13 者
		計 4,449 者

(2) 信託者の異動

ア 信託契約数の異動

平成22年度末現在信託契約数	15,552件
平成23年度信託契約新規締結数 ⁴⁰	502件
平成23年度信託契約終了数 ⁴¹	118件
平成23年度末現在信託契約数	15,936件

イ	著作者、音楽出版者等信託契約数(平成23年度末現在)	
	作詞者	4,445 件
	作曲者	3,348 件
	作詞作曲者	5,402 件
	音楽出版者	2,710 件
	著作権の承継者(相続による承継者を除く)	31 件
		計15,936件

⁴⁰ 音楽出版者事業部との事業部を単位とする信託契約33件を含む。

⁴¹ 契約期間の満了、契約解除など

3 職員の状況

平成23年度末現在の職員数

	男	女	計
本部	175	134	309
支部	121	45	166
計	296	179	475

内部統制システムの整備に関する基本方針⁴²

I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

II 内部統制システムに関する体制の整備

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連)

理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組みを行う。

- (1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
- (2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(法人法施行規則第14条第1号関連)

理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組みを行う。

- (1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に

⁴² この方針は、平成22年度第1回理事会(平成22年4月7日開催)において決議したものであるが、法令上、内部統制システムの体制の整備について決議があるときはその内容の概要を事業報告の内容としなければならない(法人法123条2項、法人法施行規則34条2項2号)ため、掲載している。

に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。

- (2) 「電磁的業務情報保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(法人法施行規則第14条第2号関連)

協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組みを行う。

- (1) 「リスク管理規程(※新たに制定予定)」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
- (2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第3号関連)

理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組みを行う。

- (1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
- (2) 定例理事会を月1回開催する。
- (3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。
- (4) 「経理規程」、「決裁処理規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。

5 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(法人法施行規則第14条第5号関連)

監事から、監事の職務を補助すべき職員等の要請があった場合は、速やかに監事補助人を配置し、監事補助人は監事の指示に従いその職務を遂行する。

6 監事の職務を補助すべき使用人の理事からの独立性に関する事項(法人法施行規則第14条第6号関連)

監事の職務を補助すべき職員等を置いた場合には、その独立性を確保するため、当該職員等の人事異動、人事考課等については、監事の意見を尊重する。

7 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制(法人法施行規則第14条第7号関連)

理事及び職員等が、①法令、社会規範及び協会の規程等に違反し、又は違反するおそれがある事項、②協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせ、又は失わせるおそれのある事項、③その他、協会の業務又は財産に重要な損害をおよぼすおそれがある事項を発見したときには、遅滞なく監事に報告する体制を整備するとともに、当該体制を理事及び職員等に周知徹底する。

8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第8号関連)

監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組みを行う。

- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
- (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
- (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上